

石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務
受託候補者選定に係る企画提案募集要領

令和5年7月
石川県総務部デジタル推進課

1. 企画提案を求める背景と目的

石川県（以下、「本県」という。）では、政府が掲げるデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、県内で広域的なデータ連携基盤（石川県広域データ連携基盤）を整備し、データの流通・連携を促進することで、県民の生活利便性が向上するサービスの創出につなげることを目指している。

石川県広域データ連携基盤は、自治体と準公共、企業間のデータ連携を行うエリア・データ連携基盤とし、複数のサービスのデータを連携し、認証・決済を含めたサービス間の相互運用性を高めることで、限られたサービス供給リソースを、オンデマンドで効率的に住民へのサービスに活用し、地域の生活サービスをより生産性の高い業態へと改革を促していく基礎とする。

石川県広域データ連携基盤の整備は、内閣府地方創生推進室及びデジタル庁のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定を受けて実施するものであり、国が提供するデータ仲介機能オープンソース等を活用することで、安全かつ廉価に整備する。

本県は、データ連携基盤を整備することで地域のサービス業をはじめとする各種産業の構造改革を進めて地域の稼ぐ力を向上させるとともに、住民個人々のニーズに合ったサービスを受けられるよう、複数のサービス間でデータを連携し、広く多様なデータを活用して新たな価値の創出を図り、行政機関ごと・分野ごと・企業ごと・部門ごとに、縦割りで開発や普及に取り組むのではなく、複数のサービスが協力して支え合う共助のビジネスモデルの実現を目指している。

以上、ビジョンの具体化や社会システムのアーキテクチャに基づいたデータ連携基盤の構築、令和5年度及び令和6年度以降の運用・保守に関し、企画提案を求めるものである。

なお、データ連携基盤の構築を担う事業者には、極力共通の部品を用いて効率的に構築・運用を行いつつ、本県及び県内市町、民間事業者が基盤を活用し、県内各地域に即したサービスの開発・実装を行うことができるデータ連携基盤の構築に重点的に取り組むことを求めるものである。

2 調達概要

(1) 調達件名及び数量

石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務 一式

(2) 調達内容

石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務（以下「本業務」という。）

詳細は、石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務に係る業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行場所

仕様書による。

(4) 業務期間

契約日から令和6年3月31日まで

(5) 提案上限額

金 247,000 千円（消費税及び地方消費税含む。）以内

※提案上限額に係る注意点

- ・提案上限額には、石川県広域データ連携基盤構築費用、2（1）に示す運用期間における賃貸借・保守費用等、本業務に係る一切の費用（消費税及び地方消費税、リース料率含む）を含む。
- ・提案上限額は、契約時の予定価格となるものではなく、本業務全体の規模を示すものである。
- ・提案上限額を超える提案総額を提示した参加者は失格とする。
- ・提案金額は、消費税及び地方消費税の額（見積金額に100分の10を乗じて得た額。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を見積金額に加算して合計金額を示すこと。
- ・受託候補者選定後、本企画提案において提示された提案総額の内容及び金額を再度精査し、契約金額を決定する。

(6) スケジュール

令和5年7月 4日（火）から：公示、企画提案募集要領等の配布開始

7月18日（火）まで：質問書の提出期限

7月31日（月）まで：企画申込手続き書類の提出期限

8月 2日（水）まで：参加資格確認結果の通知

8月 4日（金）まで：企画提案書の提出期限

8月 7日（月）まで：審査会の実施日時の通知

8月 9日（水）予定：プレゼンテーションの実施

8月中旬以降：受託候補者選定結果の通知、契約の締結

3 参加資格

企画提案に参加する者（以下、「参加者」という。）は、以下（1）から（3）に示す要件をすべて満たすこと。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、代表者は以下（1）から（3）に示す要件をすべて、代表者以外の構成員にあつては、以下（1）から（2）に示す要件をすべて満たすこと。

(1) 次のいずれにも該当しないものであること。

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ・県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

- ・参加申込書の提出期限の翌日から契約の日までの期間に、石川県から指名停止の措置を受けている者
 - ・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - ・役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者
- (2) 本企画提案に係るプレゼンテーションの実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和5年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 令和元年度以降に、自治体が発注する当該業務と同等の業務（オープンなデータ連携基盤の構築を伴う業務）を誠実に履行した実績を有し、本業務を遂行するに足る能力を有する者であること。

4 企画提案募集要領等の配布

(1) 配布資料等

配布資料は以下のとおり、なお、配布資料は本提案に係ること以外には使用しないこと。

- ・企画提案募集要領（本資料）
- ・参加申込書（様式1）
- ・共同企業体届出書（様式1-1）
- ・共同企業体協定書（様式1-2）
- ・提案者概要（様式2）
- ・業務実績（様式3）
- ・企画提案書（様式4）
- ・適合証明書（様式5）
- ・ハードウェア一覧表（様式6）
- ・ソフトウェア一覧表（様式7）
- ・質問書（様式8）
- ・辞退届（様式9）
- ・石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務に係る業務委託仕様書

・参考資料

参考資料1_デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ交付決定事業 (TYPE2_石川県)

参考資料2_デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ交付決定事業 (TYPE1_石川県)

参考資料3_デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ交付決定事業 (TYPEX_石川県)

参考資料4_デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ交付決定事業

(TYPE2_石川県実施計画書_概要・補足・KPI)

参考資料5_石川県情報調達共通特記仕様書

参考資料6_いしかわエコチケット事業の概要

参考資料7_出産・子育て応援交付金の概要

(2) 配布期間

令和5年7月4日(火)から同年7月31日(月)まで

(3) 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/proposal-wide-area-data-linkage-infrastructure.html>

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

本企画提案に関して質問のある者は、質問書(様式8)を以下の宛先に電子メールにより提出すること。

宛先: 石川県総務部デジタル推進課 (e120300@pref.ishikawa.lg.jp)

(2) 受付期間

令和5年7月4日(火)から同月18日(火)午後5時まで

(3) 回答方法

質問及び回答の内容を令和5年7月25日(火)までに、以下の石川県ホームページに随時掲載する。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/proposal-wide-area-data-linkage-infrastructure.html>

6 参加申込手続き

(1) 提出方法

企画提案に参加を希望する者は、次の様式に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

- ・企画提案参加申込書（様式1）
- ・提案者概要（様式2）
- ・業務実績（様式3）

共同企業体で参加を希望する者は、上記に加えて次の様式を提出期限までに提出すること。

- ・共同企業体届出書（様式1-1）
- ・共同企業体協定書（様式1-2）

(2) 提出期限

令和5年7月31日（月）午後5時

(3) 提出方法

石川県総務部デジタル推進課（e120300@pref.ishikawa.lg.jp）に電子メールにより提出すること。

(4) 参加資格の確認及び通知

参加資格の確認については、参加申込手続き書類の提出期限をもって行うものとし、資格の有無（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む）を令和5年8月2日（水）までに通知する。

なお、参加資格を認めた場合であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(5) その他

参加申込書の提出後、企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式9）を速やかに提出すること。

7 企画提案書の提出

企画提案に参加を希望する者は、企画提案書（様式4）に以下の必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(1) 企画提案書

ア 提案書の制限事項

- (ア) 様式は任意とし、横版、縦横比16:9とすること。
- (イ) 表紙には、表題「石川県広域データ連携基盤整備事業企画提案書」を記載し、提案者名を記名すること。
- (ウ) 頁数は、表紙及び目次を含め100頁以内（(様式5)適合証明書を除く）とする。
- (エ) 企画提案書は、電子データにより提出すること。

イ 提案を求める事項

以下の課題について、提案等すること。

(ア) 提案者について【課題1】

提案者について、企業の概要等を説明すること。

提案するシステム等について、本業務と同等の導入実績（導入先や規模を含む。）、他地域での導入時の所要期間や発生した課題と対処方法、導入先の現状（業務改善効果や問題点等）等を他地域の事例等を用いて具体的に提案すること。

(イ) 要求仕様書への対応について【課題2】

仕様書「第3章_システム整備」に示す要求仕様への対応について、（様式5）適合証明書の対応欄に、以下の回答区分により該当する対応を「可」、「その他」、「不可」のいずれかを記載すること。

なお、「可」及び「その他」の対応については、見積提案書に対応に必要な経費を含めること。「不可」と回答した場合は失格とする。

<回答区分>

可：提案する内容で実現可能である。

その他：要求仕様とは異なる手法等により同様以上の機能やサービスの提供が可能である。

不可：対応不可又は開発費等を考慮し、本調達では対応できない。

(ウ) 基盤整備の方針、実装内容について【課題3】

基盤整備に係る考え方及び仕様書の各要件の実現方針と実装内容について、具体的に提案すること。

提案にあたっては、提案する構成の特徴及び設計方針、障害の検出方法や障害発生時の対応方法（信頼性）、パーソナルデータの流通、利活用を前提とした情報セキュリティ対策（安全性）、将来の業務量の増加時に考えられる対応（拡張性）、ソフトウェア等の概要とその特徴についても説明すること。

デジタル庁が各地域における、官民間、民間サービス間等でのデータ連携を担うエリア・データ連携基盤の整備にあたり、重複投資を排除したオープンなデータ連携基盤の統一的・効率的な整備を促進するため、令和4年7月にオープンソースで提供を開始したデータ連携基盤のコアとなるデータ仲介機能（ブローカー）の活用したデータ連携基盤の構築及び相互運用性の確保について具体的に提案すること。

(エ) 開発、サービス導入に係る体制、手法及び国の政策、法令等への対応等に関する事項について【課題4】

開発及び導入に係る体制案、担当者を含む役割と権限、開発作業の中心となる者の実績（経験）及び資格等を説明し、開発、テスト、研修の内容、手法等について具体的に提案すること。

また、経費効率化を実現するための手法及び想定される効果についても提示すること。

デジタル田園都市国家構想やデジタル社会の実現に向けた重点計画、マイナンバーカード利活用への対応について提案すること。併せて、デジタル庁が整備を進める認証アプリへの対応を想定した提案者と本県との役割分担について提示すること。

地方自治法や個人情報保護法等の法令を踏まえ、自治体が整備するデータ連携基盤のあり方（データの取扱いに係るルール具体化、データのセキュリティ対策や匿名化のルール等の整備、データ管理・運用など）について提案すること。

(オ) 提案するシステムの運用・保守について【課題5】

本事業において必要と考える運用保守作業の内容と体制を提示し、本県が実施する作業と委託すべき作業について、明確に説明すること。併せて、想定される事例を挙げ、具体的な対応方法等について説明すること。

(カ) 業務改善及びサービス向上などデータ連携基盤の有効活用に係る提案について【課題6】

データ連携基盤の有効活用を図る観点から、提案者が将来的に本県に相応しいと考える施策及び本県並びに県内市町が実施する次の事業に関して、見積の有無に関わらず、石川県広域データ連携基盤を活用した事業の実施について提案すること。提案にあたっては、活用する機能や必要な対応など具体的な対応方法等を提案し、当該事業に必要な経費（イニシャルコスト、ランニングコスト）も併せて提示すること。

<提案を求める事業>

① 出産・子育て応援交付金を活用した経済的支援事業

本県、県内市町の広域連携による効果的、効率的な（現金給付以外の手法による）事業の実施

② いしかわエコチケット事業

石川県広域データ連携基盤を活用した既存事業の見直し、効果的、効率的な事業の実施

(2) 提案書（要約版）

提案書を要約した内容を記載すること。なお、記載にあたっては提案した内容に漏れ等がないよう留意すること。

ア 提案書（要約版）の制限事項

(ア) 様式は任意とするが、横版、縦横比 16 : 9 とすること。

(イ) 表紙には、表題「石川県広域データ連携基盤整備事業企画提案書（要約版）」を記載し、提案者名を記名すること。

(ウ) 頁数は、表紙及び目次のほか「7.（1）イ提案を求める事項」の各課題 1 頁以内とする。

(エ) 企画提案書（要約版）は、電子データにより提出すること。

(3) 提案書及び提案書（要約版）の作成にあたっての留意事項

ア 仕様書及び参考資料の内容を確実に把握し、実現性、実施方針及び方法等について具体的に記載すること。

イ 導入するシステムについて、確実かつ効果的な運用を実現するための提案者の役割及び作業について、具体的に提案すること。

ウ 契約にあたっては、提案した内容を含めることを前提とし、確実に実現できる内容のみ記載すること。

エ 課題6以外では、提案見積の外に別途費用を要する提案を評価しないため、記載しないこと。

オ 提案は簡潔に記述し、必要に応じて文書を補完する必要な写真、イラスト及びグラフ等を使用すること。

カ 使用する文字は、注記等を除き 10 ポイント以上の大きさとする。

キ 可能な限り平易な文言を用いて作成し、専門用語を用いる場合も用語の説明を加えるなど工夫すること。

(4) 実施計画書

業務全体（開発、導入及び研修等）のスケジュールについて、次により実施計画書を作成すること。

ア 実施計画書の制限事項

(ア) 様式は任意とするが、横版、縦横比 16 : 9 とすること。

(イ) 表紙には、表題「石川県広域データ連携基盤整備事業実施計画書」を記載し、提案者名を記名すること。

(エ) 実施計画書は、電子データにより提出すること。

(5) 提案見積書

本調達及び提案に係る一切の費用を見積もった提案見積書に以下の必要な書類を添付して提出すること。

ア 提案見積書の制限事項

(ア) 様式は任意とするが、調達に係る費用及び運用保守に係る費用の総額をそれぞれ記載すること。

また、見積もった費用の内訳（ハード及びソフトウェアに係る調達、運用保守に係る費用及びサービスの導入、運用保守に係る費用）を記載すること。

(イ) 運用保守に係る費用に見積りにあたっては、本稼働から 5 年間に係る費用について、月額、年額及び総額を示すこと。

(ウ) 表紙には、表題「石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務提案見積書」を記載し、提案者名を記名すること。

(エ) 見積書は、電子データにより提出すること。

イ 添付する書類

(ア) ハードウェア一覧表（様式6）

仕様書及び参考資料の要件を勘案し、提案するシステムを構成するハードウェアについて、一般名、商品名、メーカー名、形式、数量、機能及び性能の概要等を記載すること。

(イ) ソフトウェア一覧表（様式7）

仕様書及び参考資料の要件を勘案し、提案するシステムを構成するソフトウェアについて、一般名、商品名、メーカー名、ライセンス数及び機能等を記載すること。

(6) 提出期限

令和5年8月4日（金）午後5時

(7) 提出方法

石川県総務部デジタル推進課（e120300@pref.ishikawa.lg.jp）に電子メールにより提出すること。

(8) その他

- ア 提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- ウ 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製する。
- エ 提出された企画提案書等は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者に対し、提案した内容等についてプレゼンテーションを求める。

(1) 実施予定日時

令和5年8月9日（水）※詳細の時間及び会場は別途通知する。

(2) 実施場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎

(3) 実施方法

各提案者の持ち時間は30分とし、企画提案書の説明を受けた後、審査員による質疑を行う。

(4) その他

- ア プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- イ プレゼンテーションに使用する資料は、提出された企画提案書及び企画提案書(要約版)とし、その他の資料の使用は、原則認めない。
- ウ プレゼンテーションには、受託した場合に業務を主として担当する者が出席すること。
- エ プレゼンテーションに使用する大型モニターについては、石川県において準備する。
その他必要な機材については、提案者が準備すること。
- オ プレゼンテーションは、非公開で行うものとする。

カ リモートでの実施も可とする。

9 企画提案の審査

本企画提案の審査にあたっては、石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション（質疑応答を含む。）の内容を審査し、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。

(1) 審査基準

審査項目	提案を求める事項	審査する主な内容	配点
提案内容	【課題1】 提案者について	<ul style="list-style-type: none"> 十分な能力があるか。 経営状況等に問題はないか。 	90点
	【課題2】 要求仕様書への対応について	<ul style="list-style-type: none"> 要求する仕様に対応できているか。 	
	【課題3】 基盤整備の方針、実装内容について	<ul style="list-style-type: none"> 適切な整備方針となっているか。 各機能要件の実現内容は具体的かつ十分考慮されているか。 十分な機能及び性能が確保されているか。 	
	【課題4】 開発、サービス導入に係る体制、手法及び国の政策、法令等への対応等に関する事項について	<ul style="list-style-type: none"> 体制、役割、ならびに作業内容の網羅性とスケジュールが明確に示されているか。 効果的、効率的な基盤整備について十分考慮されているか。 国の政策、法令等への対応が十分考慮されているか。 	
	【課題5】 提案するシステムの運用・保守について	<ul style="list-style-type: none"> 作業項目、内容が十分考慮されているか。 体制、役割が具体的に示されているか。 安心安全な運用が担保される内容となっているか。 	
	【課題6】 業務改善及びサービス向上などデータ連携基盤の有効活用に係る提案について	<ul style="list-style-type: none"> データ連携基盤に関する技術進展の状況を十分に把握しているか。 県が広域自治体として果たすべき役割が考慮されているか。 具体的かつ現実的な提案がなされているか。 	
	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容等が明確に説明されているか。 	
価格	提案見積書	イニシャルコスト及びランニングコスト（5年）	10点

(2) 審査にあたって評価する事項

本企画提案の審査にあたっては、

- ・提案者に十分な能力があるか。
- ・システムは十分な機能、性能、信頼性、安全性及び拡張性を有しているか。
- ・本稼働に向け、十分な体制で業務に臨めるか。
- ・国が地方に求めるエリア・データ連携基盤の整備について、十分に趣旨が考慮されているか。
- ・導入後も十分な対応がなされるか。
- ・本県の果たす役割、機能等が十分に理解されているか。
- ・経済性に優れているか。

などについて、企画提案書及びプレゼンテーションの内容から評価するものとする。

10 受託候補者の選定に関する事項

受託候補者の選定にあたっては、石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーション等の内容を審査し、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。

(1) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーションに参加した者に対し、書面により通知する。

(2) 通知予定時期

令和5年8月中旬

(3) 非選定者に対する理由の説明

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（石川県の休日を定める条例第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。

なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

11 契約手続きに関する事項

契約にあたっては、選定された受託候補者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議した上で、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

(1) 契約予定時期

令和5年8月中旬

12 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本調達について疑義がある場合は、当該実施要領に定める質問書により質問すること。
契約予定者の選定後における調達仕様書の解釈は、石川県によるものとする。
- (3) 参加申込書や企画提案書が以下の条件の一に該当する場合は無効とすることがある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 選定された受託候補者が参加資格を満たしていない場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。
- (5) 提出された全ての書類は、石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提案者に無断で公開しない。
- (6) 参加申込書や企画提案書の受理後の差し替え及び訂正は、原則として認めない。
- (7) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、個人情報の保護に関する法律、その関係法令及び石川県財務規則並びにその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

13 問合せ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県総務部デジタル推進課地域 DX 推進グループ
電話番号 076-225-1243
電子メール e120300@pref.ishikawa.lg.jp